

## 第2章 防災体制

### 第1節 災害応急対策における対応基準

町は、災害応急対策における対応基準にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

対 応 基 準					
町			県		国
体制区分	設置基準	対 応	県 庁	オフサイトセンター (薩摩川内市)	
警戒本部 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>県を通じて、九州電力から異常時における連絡を受けた場合において、町長が必要であると認めたとき。</li> </ul>	災害警戒本部の設置・運営	災害警戒本部の設置・運営	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、町長が必要であると認めたとき。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県から警戒を要する旨の指示、指導又は助言があったとき。</li> </ul>				
対策本部 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態の発生の通報を受けたとき。</li> </ul>	災害対策本部の設置・運営  (現地災害対策本部の設置・運営)	災害対策本部の設置・運営	現地災害対策本部の設置・運営	国事故現地警戒本部の設置・運営
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設敷地緊急事態の発生の通報を受けたとき。</li> </ul>				国事故現地対策本部の設置・運営
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、町長が必要であると認めたとき。</li> <li>前述の通報を受ける前において町長が、特に必要があると認めたとき。</li> </ul>				現地事故対策連絡会議の開催
緊急時 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。</li> </ul>				国現地本部の設置・運営
					現地事故対策連絡会議の開催

## 第2節 防災活動体制

### 1. 警戒本部体制

#### (1) 災害警戒本部の設置

警戒本部体制をとるべき状況になった場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに副町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対処するため、あらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の組織、構成は、一般災害対策編による。

また、組織、構成、各構成員の所掌事務は、災害警戒本部各構成員の所掌事務のとおりとする。

#### (2) 情報の収集

警戒本部体制をとるべき状況になった場合は、県、原子力防災専門官、九州電力等から情報等を得るなど県等との連携を図りつつ、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

#### (3) 災害警戒本部の所掌事務

- ア 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
- イ 国、県及び九州電力との連絡調整に関すること。
- ウ 薩摩川内市、関係周辺市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 関係課（局）相互の連絡調整に関すること。
- オ 緊急時モニタリングの準備への協力に関すること。
- カ 住民等への情報提供に関すること。
- キ その他必要な事項

#### (4) 災害警戒本部の廃止

- ア 警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生通報を受けたことなどにより、災害対策本部が設置されたとき。
- イ 町長が災害の危険が解消したと認めたとき。

#### (5) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合は、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

災害警戒本部各構成員の所掌事務			
職 名	充 当 職		所 掌 事 務
警 戒 本 部 長	副 町 長		町長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副警戒本部長	吉松庁舎	地域総務課長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、総務課長がその職務を代理する。
	栗野庁舎	総務課長	
警 戒 本 部 員	各課（局）長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項</li> <li>・ 動員体制の準備に関する事項</li> <li>・ 情報の収集整理、通報連絡その他災害警戒本部長が必要と認める事項</li> </ul>
災害対策要員	各課（局）長がその所属する職員のうちから指名する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属長の命を受け、警戒本部の事務を処理する。</li> <li>・ 所属長の命を受け、関係課（局）等との連絡、調整にあたる。</li> </ul>

現 地 警 戒 本 部 員	各課（局）長が、その所属する職員のうちから指名する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質の拡散影響の発生した地域又はそのおそれのある地域における情報の収集・整理、通報、連絡</li> <li>・ その他、災害警戒本部長が必要と認める事項</li> </ul>
現 地 災 害 対 策 要 員	各課（局）長が、その所属する職員のうちから指名する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属長の命を受け、警戒本部の事務を処理する。</li> <li>・ 所属長の命を受け、関係課等との連絡にあたる。</li> </ul>

## 2. 対策本部体制

### (1) 災害対策本部

#### ア 設置

対策本部体制をとるべき状況になった場合は、防災活動を強力に推進するため町長を本部長とする災害対策本部を設置し、県へ連絡するとともに、町の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施にあたる。

災害対策本部の組織、構成は、一般災害対策編による。

また、所掌事務は、基本事務のとおりとし、気象条件等で町が被害を受けた場合等は、関係市町に準じた対策が必要なことから、状況により、追加事務を加えて処置する。細部は、当時の状況による。

#### イ 災害対策本部の所掌事務

##### (ア) 基本事務（受入市町村としての所掌事務）

- ① 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
- ② 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- ③ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- ④ 薩摩川内市及び関係周辺市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること。
- ⑤ 避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。
- ⑥ 避難誘導への協力に関すること。
- ⑦ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
- ⑧ 原子力災害医療への協力に関すること。
- ⑨ 環境汚染への対処に関すること。
- ⑩ 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。
- ⑪ 風評被害等の影響の軽減に関すること。
- ⑫ 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

##### (イ) 追加事務（状況により、上記に加える事務）

- ・ 国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 住民等の避難及び立入制限に関する連絡調整に関すること。
- ・ 国への専門家の派遣要請に関すること。
- ・ 報道要請に関すること。
- ・ 自衛隊への派遣要請等に関すること。
- ・ 県バス協会等への協力要請に関すること。
- ・ 交通規制・緊急時輸送等に関すること。
- ・ 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
- ・ 国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部の設営への協力に関すること。
- ・ その他必要な事項

組織編制及び所掌事務		
対策部名	部長	事務の分掌
総務・情報 対策部	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般災害対策編「別紙第2」で示す災害対策本部の事務に関する事。</li> <li><u>2</u> 災害状況等の把握及び通報連絡に関する事。</li> <li><u>3</u> 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。</li> <li><u>4</u> 薩摩川内市及び関係周辺市町の住民等の避難受入に係る協力に関する事。</li> </ol>
救助対策部	住民税務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般災害対策編「別紙第2」で示す災害対策本部の事務に関する事。</li> <li><u>2</u> 環境汚染への対処に関する事。</li> <li><u>3</u> 緊急時モニタリングへの協力に関する事。</li> <li><u>4</u> 避難所等の提供・開設・運営協力に関する事。</li> </ol>
衛生対策部	健康増進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般災害対策編「別紙第2」で示す災害対策本部の事務に関する事。</li> <li><u>2</u> 被ばく医療措置への協力に関する事。</li> </ol>
福祉対策部	長寿福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般災害対策編「別紙第2」で示す災害対策本部の事務に関する事。</li> <li><u>2</u> 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関する事。</li> </ol>
土木対策部	建設課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般災害対策編「別紙第2」で示す災害対策本部の事務に関する事。</li> <li><u>2</u> 災害時における所管道路の通行確保に関する事。</li> </ol>
農政対策部	産業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般災害対策編「別紙第2」で示す災害対策本部の事務に関する事。</li> <li><u>2</u> 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関する事。</li> <li><u>3</u> 風評被害等の影響の軽減に関する事。</li> </ol>
教育対策部	教育総務課長	一般災害対策編「別紙第2」で示す災害対策本部の事務に関する事。
消防・水防 対策部	消防団長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般災害対策編「別紙第2」で示す災害対策本部の事務に関する事。</li> <li><u>2</u> 避難誘導への協力に関する事。</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1項は、各種災害（一般、地震、火山災害）に共通する事務の分掌</li> <li>2 <u>下線部項</u>は、基本事務（受入市町村としての所掌事務）に関する事務の分掌</li> </ol>		

## (2) 現地災害対策本部

### ア 設置

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、被災現地と災害対策本部の間の連絡調整、被災現地において迅速な応急対策を実施するため、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を必要に応じて設置するものとし、現地本部の長（以下「現地本部長」という。）には、副町長を充てる。

現地対策本部の組織、構成等の細部は、当時の状況による。

また、現地本部の所掌事務は、下記のとおりとする。

### イ 現地本部の所掌事務

- ① 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ② 災害状況の収集伝達に関すること。
- ③ 住民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。
- ④ 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る住民への伝達に関すること。
- ⑤ 住民避難等についての住民への指示・伝達に関すること。
- ⑥ 原子力災害医療への協力に関すること。
- ⑦ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- ⑧ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る連絡調整に関すること。
- ⑨ その他必要な事項

## (3) 災害対策本部及び現地本部の廃止

災害対策本部及び現地本部は、国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部が解散し、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結するとともに、原子力災害中期対策が完了した又はその必要がなくなったと認めたとき廃止する。

## (4) 災害対策本部及び現地本部の緊急時体制への移行

原災法第15条第1項に規定する全面緊急事態に至り、同条第2項に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、緊急時体制に移行する。